

## 空き家を物件登録したい方(売り手・貸し手)の利用手順

	事項	内容
1	物件登録の申込み	<p>那珂市空き家バンクに物件の登録を希望する空き家の所有者の方は、次の書類に必要事項を記入の上、都市計画課へ提出してください。</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・那珂市空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）</li> <li>・那珂市空き家バンク物件登録カード（様式第2号）</li> <li>・同意書（様式第3号）</li> <li>・その他物件情報がわかるもの</li> </ul> <p>※詳細は、都市計画課にお問い合わせください。 ※申し込んだ物件が必ず登録されるわけではありません。</p>
2	現地調査	市の担当者が所有者の方の立会いのもと、物件の現地調査を行います。那珂市空き家バンクのホームページに掲載する写真撮影及び間取り、設備等の確認をします。
3	媒介業者決定	媒介業者決定後、市が媒介業者との顔合わせ、詳細調査の日程を調整します。
4	詳細調査	媒介業者が詳細調査を行います。
5	媒介契約	所有者と媒介業者の間で媒介契約を結びます。
6	登録完了	登録内容を確認し間違いがなければ、那珂市空き家バンクに登録します。登録情報は、那珂市空き家バンクのホームページに掲載します。
7	物件交渉	<p>物件交渉の申込み受領後、市より連絡をします。 その後、媒介業者が契約交渉をすることになります。 ※媒介業者の媒介には、宅地建物取引業法の規定による媒介手数料が発生します。 ※市は、媒介及び契約に関するトラブル等については、一切関与しません。</p>

令和3年4月より

## 那珂市空き家バンク

### 【問合せ及び申込み】

〒311-0192 茨城県那珂市福田1819番地5

那珂市 建設部 都市計画課 都市計画 G

TEL 029-298-1111(内線354)

FAX 029-298-0112

toshi-k@city.naka.lg.jp

